

(案)

男女共同参画プラン
は や ま
(第4次)

男女が協力する すてきな まちづくり
～あなたが創るパートナーシップ～

令和3年3月
葉山町

— も く じ —

1	プラン策定の趣旨.....	P.1
2	プランの位置づけ.....	P.2
3	プランの期間.....	P.3
4	葉山町の男女共同参画の状況と課題.....	P.3
5	基本理念.....	P.6
6	基本目標.....	P.7
7	施策の体系.....	P.8
8	施策の内容.....	P.10
	基本目標 1 男女共同参画の意識の向上.....	P.10
	① 人権の尊重	
	② 男女共同参画意識を高める啓発活動	
	③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実	
	基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	P.14
	① 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用	
	② 家庭や地域活動への男女共同参画の促進	
	基本目標 3 安心・安全な暮らしの実現.....	P.17
	① 高齢者や障害者の自立生活の支援	
	② 生涯を通じた健康づくりの支援	
	③ 地域防災における男女共同参画	
	基本目標 4 男女が共に働きやすい環境づくり【女性活躍推進計画】	P.21
	① 職場における男女平等の推進	
	② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり	
	③ 女性のチャレンジ支援	
	④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援	
	基本目標 5 暴力のない社会づくり【DV被害者支援基本計画】 ...	P.26
	① 未然防止のための教育・啓発	

- ② 被害者が安心して相談できる体制の充実
- ③ 被害者の安全確保のための体制の整備
- ④ 被害者の支援に向けた関係機関等との連携強化

基本目標 6 プランの推進..... P.31

- ① プランの進行管理・見直し
- ② 町（行政）・町民・事業者の連携

1 プラン策定の趣旨

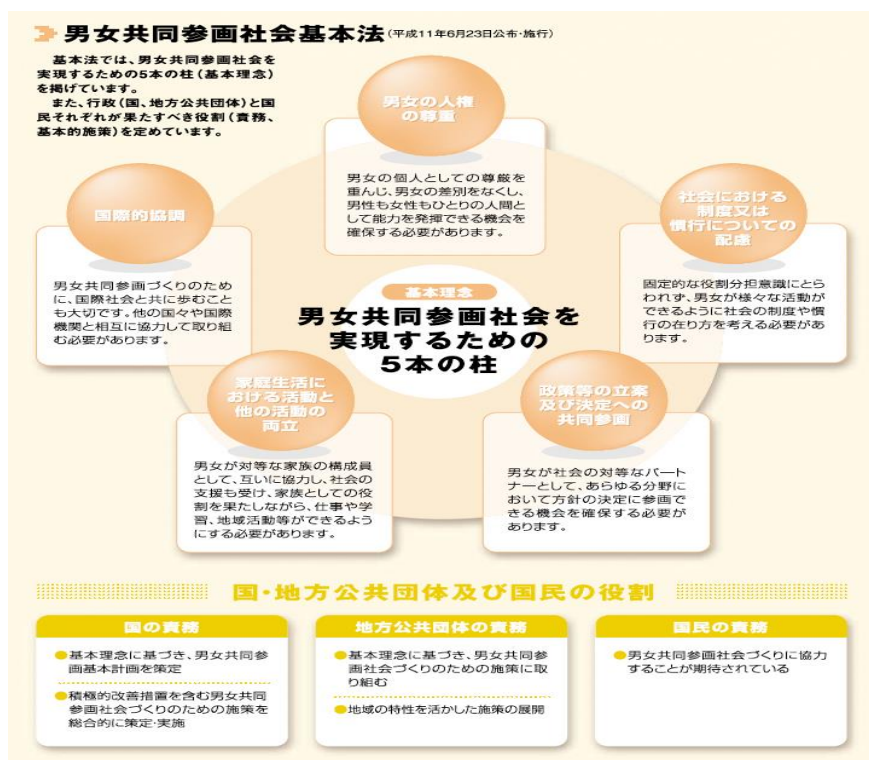
すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しながら、共に喜び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現は、豊かで活力のある社会を築くために必要不可欠なことです。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「あなたが創るパートナーシップ 男女共同参画プラン」を策定し各種の施策に取り組んできました。また、平成22年3月には、男女を取り巻く状況や社会情勢に対応した「男女共同参画プランはやま（第2次）」を策定し継続して計画的に推進してきました。

平成27年の「男女共同参画プランはやま（第3次）」策定時には、配偶者からの暴力防止と被害者の安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組むために、「葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、課題解決に努めてきました。

更に、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりが求められるようになりました。

これまで2つの計画を策定して取り組みを進めてきましたが、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化など多様化する社会情勢に総合的に対応する必要があります。そこで、令和3年3月に「男女共同参画プランはやま（第3次）」・「葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の計画期間が終了するにあたり、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の内容を加え、3つの内容を一本化して「男女共同参画プランはやま（第4次）」として策定するものです。



2 プランの位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。国の「第4次男女共同参画基本計画」及び神奈川県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の内容を踏まえつつ、葉山町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

「基本目標4：男女が共に働きやすい環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置付けます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「基本目標5：暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）に位置付けます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 プランの期間

このプランの期間は、第四次葉山町総合計画後期基本計画との整合性を図るため、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

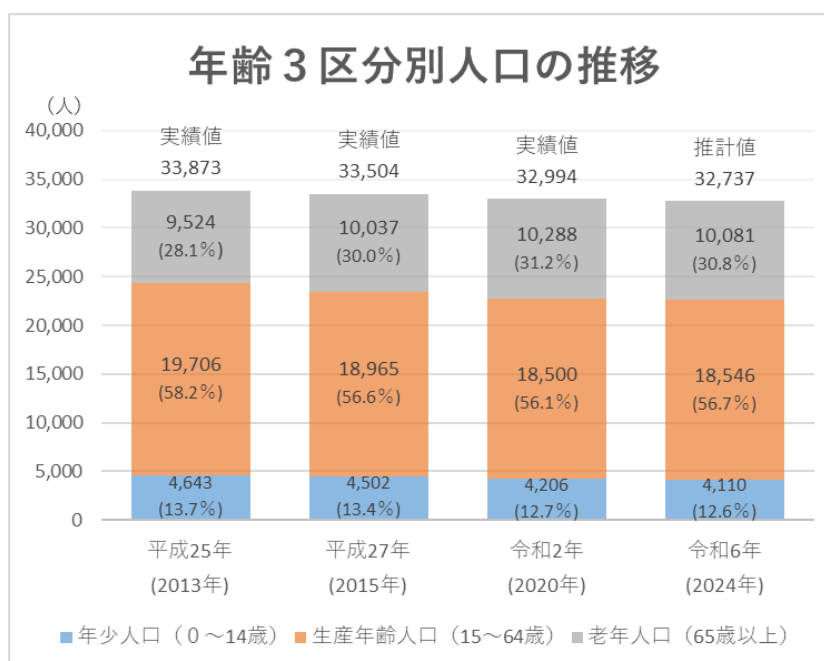
ただし、プランの進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男女共同参画プランはやま（第4次）			
第四次葉山町総合計画後期基本計画			

4 葉山町の男女共同参画の状況と課題

(1) 人口の状況

葉山町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和2年で32,994人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、平成25年と比較し、年少人口割合（0～14歳）は減少しており、少子化が進んでいます。



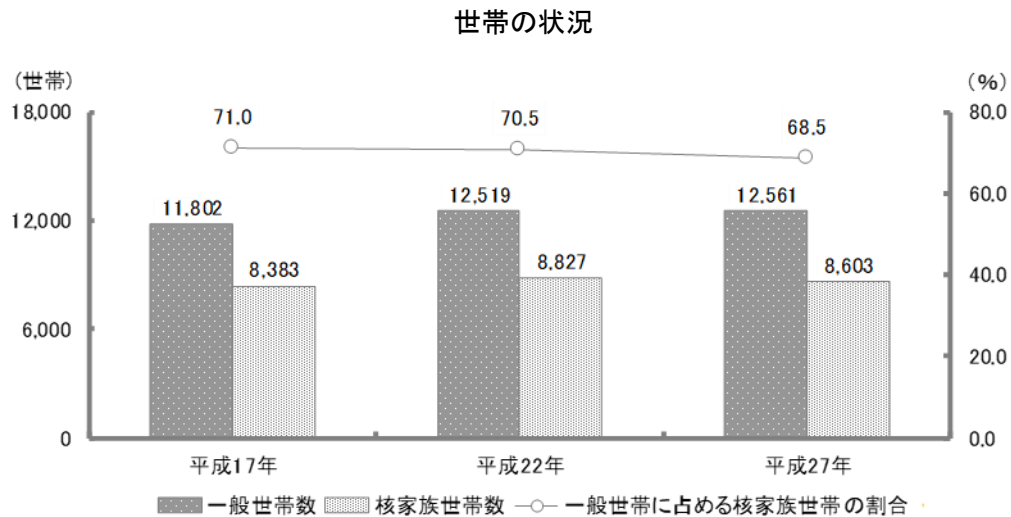
※平成27年と令和2年を基礎としたコーホート法による住民基本台帳人口推計画。各年1月1日時点の人口。

※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計が100%にならないところがある。

資料：住民基本台帳

(2) 世帯の状況

葉山町の核家族世帯数は、平成 27 年で 8,603 世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成 17 年の 71.0%に対し、平成 27 年が 68.5%と 2.5% 下降しています。

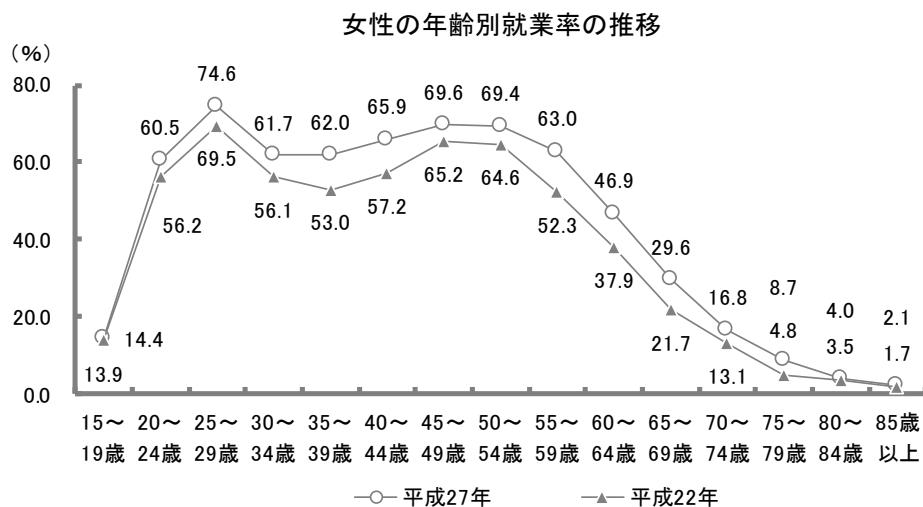


資料：国勢調査

(3) 就業の状況

①女性の年齢別の就業率の推移

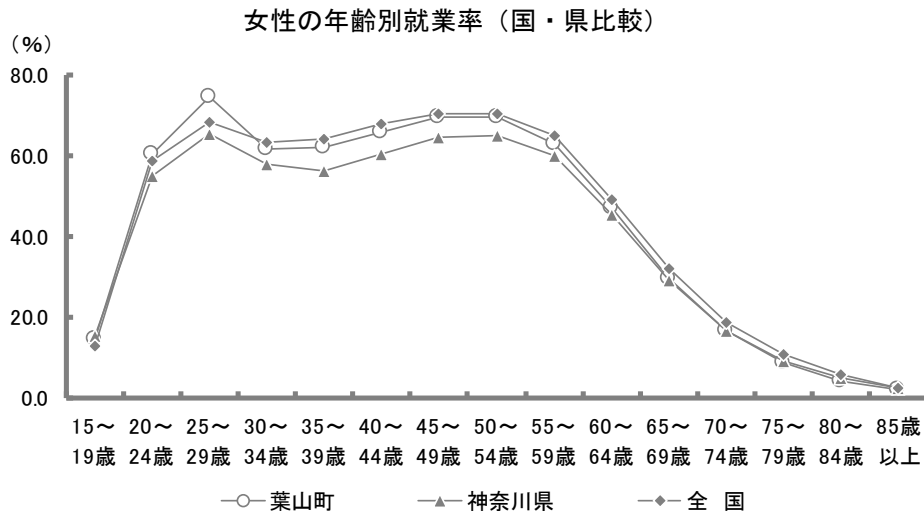
葉山町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～39 歳の就業率は平成 27 年では、平成 22 年に比べて上昇し、M 字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

②女性の年齢別の就業率（国・県比較）

葉山町の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25～29 歳は突出して高く、それ以外の各年代では全国と同程度、神奈川県よりやや高い値で推移しています。



（４）葉山町の審議会等における女性の登用状況

令和 2 年 4 月 1 日現在、葉山町の審議会における委員数の 33.7% を女性が占めています。

	委員会数	委員総数	うち女性委員数	女性割合
令和 2 年 (2020 年)	33	294	99 人	33.7%

（５）前回計画の評価

平成 27 年 3 月に策定した「男女共同参画プランはやま（第 3 次）」では、5 つの基本目標「男女共同参画の意識の向上」「あらゆる分野での男女共同参画の推進」「男女が共に働きやすい環境づくり」「男女の自立促進と健康づくりへの支援」「プランの推進」を掲げ、施策を推進してきました。これらの基本目標の実現に向けた事業の実施状況として、職員向けの人権研修実施や町民向けの相談対応など、各事業担当課においても取り組みができています。

また、平成 27 年 3 月に策定した「葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」においても、人権研修や関係機関との連携などが取り組まれています。

5 基本理念

男性と女性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、本プランの施策を総合的かつ長期的に推進するため、様々な立場の方と協働し、家庭や地域、学校や職場をはじめ、あらゆる場面での男女共同参画社会の実現に向け、引き続き「男女が協力する すてきな まちづくり ～あなたが創るパートナーシップ～」を基本理念に掲げます。

男女が協力する すてきな まちづくり
～あなたが創るパートナーシップ～



6 基本目標

基本目標1 男女共同参画の意識の向上

男女共同参画に関する様々な啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、町民の男女共同参画社会への理解をさらに深め、人権を擁護する環境を整備します。また、性的マイノリティなどの人権侵害についても気付き、理解できるような機会を提供します。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

本町の審議会や各種委員会へ登用において、男女が平等になるよう比率を調整し、政策や方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動への女性の参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

基本目標3 安心・安全な暮らしの実現

高齢者や障害者が自立し、社会との関わりを持ちながら、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、健康に対する理解を深め、健康診断や検診を推進し、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、今後起こり得る災害に備えた体制について、男女共同参画の視点を踏まえて構築していきます。

基本目標4 男女が共に働きやすい環境づくり【女性活躍推進計画】

あらゆる「働く場」において、男女が平等に個性や能力を發揮して働ける環境の整備に努めます。また、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について調和のとれた生活を推進し、ジェンダー（社会的性別）に関する理解を深めます。さらに、子育て・介護等に対する様々な支援サービスの提供と充実を図ります。

基本目標5 暴力のない社会づくり【DV 被害者支援基本計画】

配偶者等からの暴力を防止するため、啓発活動や相談窓口の設置、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組むべく、関係機関との連携、支援の充実を図ります。

基本目標6 プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けて、町（行政）における男女共同参画の推進及び情報発信を図ります。また、町民や事業者との連携により、総合的かつ効果的に計画を推進するうえで必要な体制を構築します。

7 施策の体系

	基本目標	施策の方針
男女が協力する すてきな まちづくり	1 男女共同参画の意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 人権の尊重 ② 男女共同参画意識を高める啓発活動 ③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
	2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用 ② 家庭や地域活動への男女共同参画の促進
	3 安心・安全な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障害者の自立生活の支援 ② 生涯を通じた健康づくりの支援 ③ 地域防災における男女共同参画促進
	4 男女が共に働きやすい環境づくり 【女性活躍推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ① 職場における男女平等の推進 ② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり ③ 女性のチャレンジ支援 ④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援
	5 暴力のない社会づくり 【DV 被害者支援基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> ① 未然防止のための教育・啓発 ② 被害者が安心して相談できる体制の充実 ③ 被害者の安全確保のための体制の整備 ④ 被害者の支援に向けた関係機関等との連携強化
	6 プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① プランの進行管理・見直し ② 町（行政）・町民・事業者の連携

8 施策の内容

◆基本目標1 男女共同参画の意識の向上

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要です。性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域生活の中で無意識に身に付くものです。性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、一人ひとりが多様な選択ができるよう男女共同参画の意識づくり・人づくり・社会づくりに取り組みます。

また、当町では性的マイノリティも重要な人権課題と捉えており、パートナーシップ宣誓制度を導入し、更に取組んでいきます。

施策の方向



- ① 人権の尊重
- ② 男女共同参画意識を高める啓発活動
- ③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実

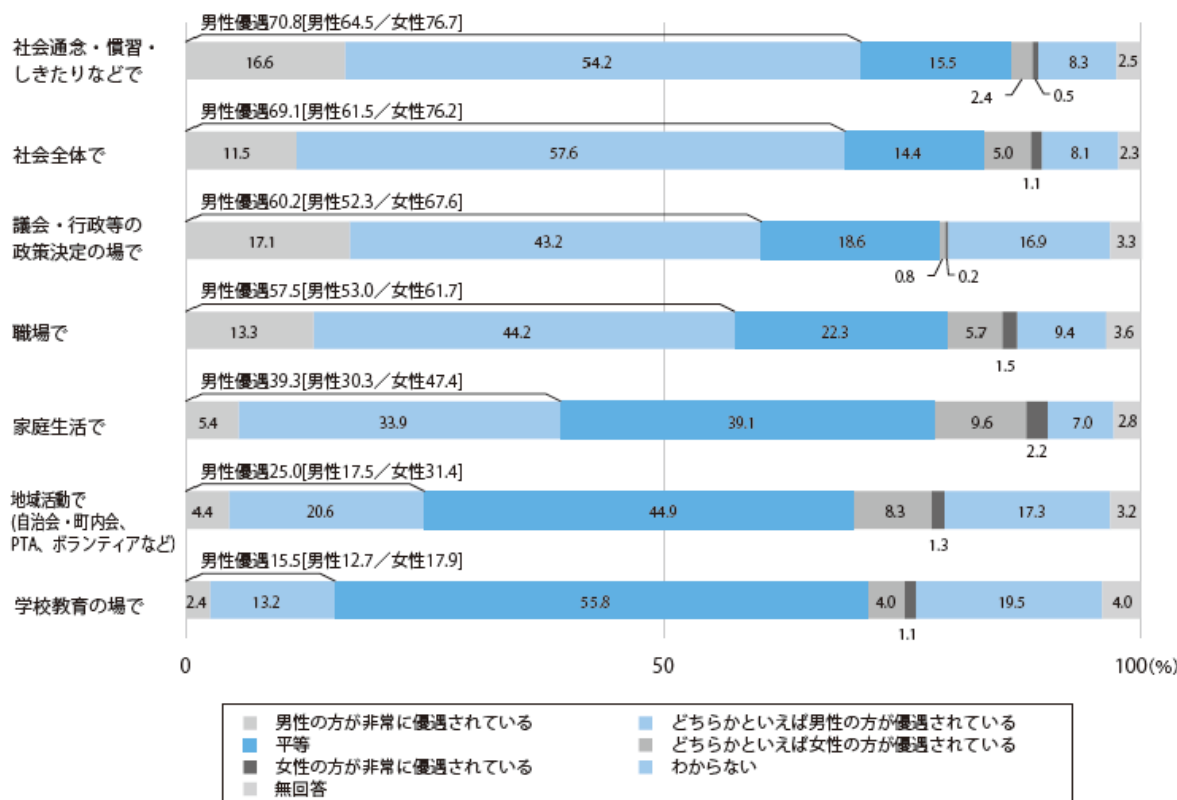
①人権の尊重

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

第3次計画期間では、様々な場面で人権に関する啓発活動を実施し、学習機会や相談機会の提供を図りました。今後も引き続き、すべての人の人権が尊重され、正しく理解されるよう、継続して取り組んでいきます。

具体的施策	内容
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を開催するとともに、人権啓発活動を推進します。
人権課題への対応	法務省の人権擁護機関と連携し、偏見や差別をなくし、人権課題に対する理解を深める広報や啓発を行います。
人権教育の推進	学校や家庭での教育において、人権問題をテーマにした講座や考える機会を提供します。
人権相談窓口の設置	人権擁護委員による人権相談窓口を設置し、人権擁護活動の推進に努めます。

男女の地位の平等感



(「平成28年度県民ニーズ調査」より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」

②男女共同参画意識を高める啓発活動

男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性もお互いを尊重しつつ、責任も分かち合いながら、性別により差別されることなく、多様な生き方を選択できる機会が確保されることが必要です。

家庭や地域などの様々な場面で、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、それぞれのライフステージにおける多様な学習機会と啓発活動の充実を図ります。

具 体 的 施 策	内 容
様々な啓発活動の実施	男女共同参画社会の実現を目指し、様々な啓発活動を実施します。
広報等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	広報はやまや町のホームページ等を活用した啓発活動を推進します。
固定的な性別役割分担意識に関する正しい理解の啓発	男女共同参画社会の実現の妨げとなっている社会通念や慣行の見直しを図るため、広報や啓発に努めます。
男女共同参画講演会・講座の開催	男女共同参画社会の実現をテーマとした講演会や講座を開催し、町民や職員の意識啓発を行います。
行政刊行物の表現	町の発行する刊行物において、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現を心掛けます。

図書館で行われた「葉山町人権展」の様子



③男女共同参画を推進する教育や学習の充実

長年にわたり「男女共同参画」の重要性が訴えられていますが、依然として社会全体に浸透するまでに至っていない要因の一つとして、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みが挙げられます。これらの意識や固定観念は、幼少期から長年にわたり形成され、女性と男性いずれにも存在すると言われてい

ます。
家庭や学校、地域では、無意識のうちに子どもたちに固定的な役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、周囲の大人が認識することが必要です。

個人の人権の尊重と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい知識を持つことができるように、様々な研修や講座など学習機会の充実を図ります。

具 体 的 施 策	内 容
男女平等教育の推進	保育園・幼稚園や学校において、道徳教育や人権教育を中心に、性差にとらわれることなく人として互いに理解、協力し、高め合う教育の充実を図ります。
保育士、教職員等に対する研修等の実施	教職員等に対し、男女共同参画に関する研修や講座を実施し、その実践に努めます。
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	保護者に対する講演会や啓発活動の情報提供を通じて、家庭や子育てにおける男女共同参画の必要性について、意識の高揚を図ります。
町民向け講演会・講座の実施	町民の男女共同参画の意識の熟成を目指し、講演会や講座を開催します。
町職員に対する研修・講座等の開催	町職員に対する男女共同参画研修などの充実を図り理解を促進します。

男女共同参画週間

(6月23日～29日)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、全国各地で、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指した様々な行事が催されます。

コラム●性のあり方

「男らしく」「女らしく」という言葉。この何気なく口に出している言葉が、誰かを傷つけているかもしれません。生物学的に識別された「男」「女」の性別（戸籍の性）以外にも、あらゆる性が存在します。

「性的指向」と言い、恋愛感情や性的欲求がどのような対象に向かうのか示すものです。

「男性が女性を、女性が男性を好きになる」以外にも、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」こともあります。同性愛者、両性愛者を差別すべきでないという認識は広がっているものの、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

「性自認」と言い、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示すものです。多くの方は、性の自己認識（性自認）と生物学的な性が一致していますが、この両者が一致しない方は、自分の体に違和感を覚えたり、身体の手術を通して性の適合を望んだりすることもあります。生物学的な性と性自認が一致しない方は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けることもあります。

また、言葉遣いやしぐさ、服装など個人が表現する性も様々です。

「性的指向 (Sexual Orientation)」「性自認 (Gender Identity)」それぞれの頭文字をつなげて「SOGI」と表現することもあります。

●LGBTQ とは？

L (レズビアン)	女性の同性愛者
G (ゲイ)	男性の同性愛者
B (バイセクシュアル)	両性愛者
T (トランスジェンダー)	体の性別と心の性別が異なる人や、そのことに違和感を抱えている人
Q (クエスチョニング)	自分の性に迷っている人

LGBTQ とは、これらの頭文字をつなげた性的マイノリティの総称です。同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害などの方々のことをいいます。

●葉山町の取組み「パートナーシップ宣誓制度」とは？

パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとして、経済的にも精神的にも支え合い、協力し合って生活することを約した関係にあることを葉山町が確認し、公に証明するものです。同性間でも、異性間でも、多様な「性的指向」「性自認」の方々のパートナーシップ宣誓が可能です。

葉山町では令和2年7月よりこの制度を始めました。様々な理由で婚姻をすることができない方々が抱える困りごとや生きづらさの解消につながるよう制定したものです。

誰もが相互の違いを尊重され多様性を認め合える、より暮らしやすい町を目指しています。

◆基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するためには、家庭や地域をはじめ社会のあらゆる分野において、物事が決定された後に参加するのではなく、政策や方針を決定する過程に女性が参画することは極めて重要なことであり、男女が責任を持って共に関わり意見や考え方を反映させることが男女共同参画社会を実現するための基礎となります。

このため、本町においても、様々な方針決定の場において、男女間の格差を改善するよう積極的な取り組みを行います。

施策の方向



- ① 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用
- ② 家庭や地域活動への男女共同参画の促進

①政策や方針決定の場における女性の積極的な登用

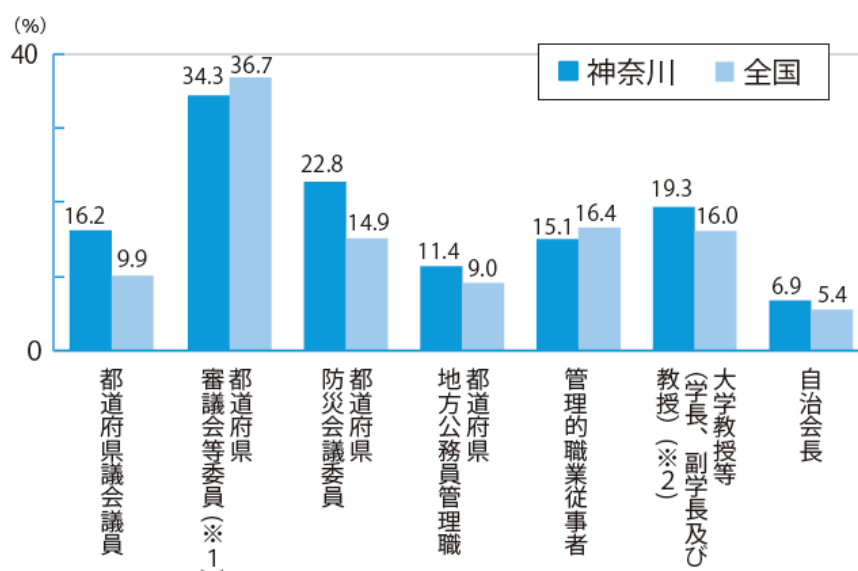
政策や方針の立案や決定に、女性の意見が反映されるように、町の審議会や委員会等委員へ女性の登用を積極的に推進します。

これまででも、登用状況について定期的に調査を行い登用推進に努めてきました。

今後についても、女性が社会に積極的に参画できるよう外部研修である人材育成講座や研修等の情報提供をし、人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内容
審議会、委員会等委員への女性登用の推進	町（行政）が設置する各種委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。 また、登用状況について定期的に調査を行います。
女性管理職の登用の推進	町（行政）の組織へ女性管理職の登用を推進するため、人材育成講座・研修等の情報を提供します。
政策・方針決定過程への女性の参画等の促進	様々な活動における政策・方針決定の場に、女性自らが積極的に参加できる環境づくりを推進します。

様々な分野の政策・方針決定過程における女性の参画



出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」

「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」及び別添「都道府県別全国女性の参画マップ」（内閣府）を基に県人権男女共同参画課作成（※1）都道府県審議会等委員：2017年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性委関する施策の推進状況」（内閣府）の「目標を設定している審議会等委員への女性登用」

（※2）大学教授等（学長、副学長及び教授）：2017年度「学校基本調査」

②家庭や地域活動への男女共同参画の促進

よりよい家庭や地域づくりについて、男女がともに支え合うことは、男女共同参画社会の実現への第一歩です。地域活動では、多様化する課題の解決に、多様な担い手が必要であり、性別により役割を固定化しないことが重要です。家庭生活や地域活動においても、固定的な性別役割分担意識を解消し、意思決定過程をはじめ様々な行動に参画できるよう支援します。

具 体 的 施 策	内 容
地域活動等への参画の促進	男女がともに様々な地域活動に参画できるよう啓発活動を促進します。
町内会・自治会における女性役員の参画の促進	子育てや生活者としての女性の経験や実績を地域活動に反映するよう女性役員の参画を促進します。
家庭生活における男女共同参画の促進	家庭内においても男女がともに助け合い、家事や育児・介護等に積極的に参画するよう啓発活動を促進します。
ポジティブ・アクション（男女労働の差を解消しようと自主的・積極的な取り組み）の促進	さまざまな分野での活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、活動に参画する機会や情報を提供します。
女性の参画等の促進	さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルや支援機関の紹介など情報提供を行います。

◆基本目標3 安心・安全な暮らしの実現

わが国では急速に高齢化が進んでおり、本町においても、65 歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

高齢者や障害者の介護が必要な場合、その担い手は未だに女性であることが多く、高齢者・障害者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにつながります。家族等の介護においても、一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識を捨て、人として精神的にも経済的にも自立し対等な立場で状況に応じて柔軟に支えあっていくような意識啓発を図ります。

また、高齢者や障害者も、ともに自らの自由な選択に基づき、できるだけ自立し、社会との関わりを持ち続け、豊かで活力ある社会を支える一員としての役割を積極的に担い、充実した生活ができるような取り組みを行っていきます。

そして、各個人が生涯を通じていきいきと暮らすためには、個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備が重要です。そのために、生涯を通じた男女の健康づくりにあたっては、それぞれのライフステージに応じて健康に関する理解を深め、定期的な健康診断等の受診を呼びかけ、疾病の早期発見、早期治療を目指していきます。

さらに、近年の震災や大型台風など、予測不能な事態が発生する中、性別による非常時に受ける影響の違いも出てきました。未曾有の災害に備え、男女共同参画の視点を取り入れながら備えておくことも重要です。

施 策 の 方 向



- ① 高齢者や障害者の自立生活の支援
- ② 生涯を通じた健康づくりの支援
- ③ 地域防災における男女共同参画促進

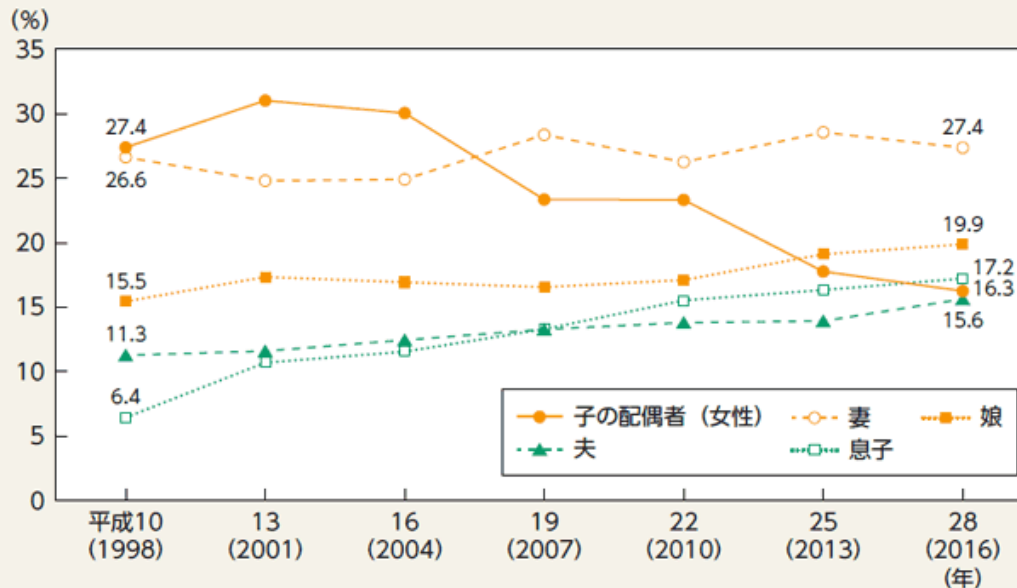
①高齢者や障害者の自立生活の支援

高齢者や障害者が自立するため、自分の身体について正しい情報を得て判断しながら、生涯にわたって心身の健康を維持することにより、家族介護の問題が解消され、男女問わず社会参画が促されることとなります。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの拡充を図り、情報提供等の働きかけを行います。

具体的施策	内容
高齢者の自立生活の支援	いつまでも健やかではつらつと暮らせるように、介護サービスの計画的な提供と充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。
障害者の自立生活の支援	障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるように、障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

同居の主たる介護者数の推移（続柄別）



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

2. 当該調査における「主な介護者」とは、主な介護者とは、「介護を要する者」を主に介護する者（配偶者、子女などの家族や親族等と訪問介護事業者）をいう。

出典：内閣府「男女共同参画白書」

②生涯を通じた健康づくりの支援

生涯にわたる女性の健康と、それを享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を保証するため、女性の健康の保持・増進に向けた取り組みを推進します。

また、男女が、それぞれの年齢や健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診断等の充実を図り、様々な取り組みを支援していきます。

さらに、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種教室の開催や相談窓口、健康診断の充実を図ります。

具体的施策	内容
健康の自己管理の充実	健康に関する意識を高める啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、町民一人ひとりの健康に関する自己管理を促進します。
思春期における性と健康づくりに関する啓発	学校等との連携を図り、思春期における心身の健やかな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する理解の促進を図ります。
エイズ・性感染症対策のPR	エイズや性感染症は健康に大きな影響を及ぼすため、正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時を責任もって自由決定するための情報と手段を得る権利、性に関する健康の啓発を行います。
女性・男性に特有の病気の予防の啓発	子宮がんや前立腺がん等、男女それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。
心の健康の充実	身体だけではなく、心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。
乳幼児健康診査の充実	乳幼児を対象に心身の発達への支援や疾病等の早期発見を通じ、子どもの健全な発育・発達を促します。
母子保健の健康教室	妊娠・出産・育児期に母子の健康を支援するための各種教室を行います。
母子保健の健康相談	育児に関する悩みの軽減等を目的に、保健師等による健康相談を随時実施します。
妊娠期の健康への支援	妊娠中の健康診査にかかる自己負担の費用の一部を助成します。また、マタニティマーク等の活用など、妊娠期の健康支援の啓発活動を推進します。

③地域防災における男女共同参画促進

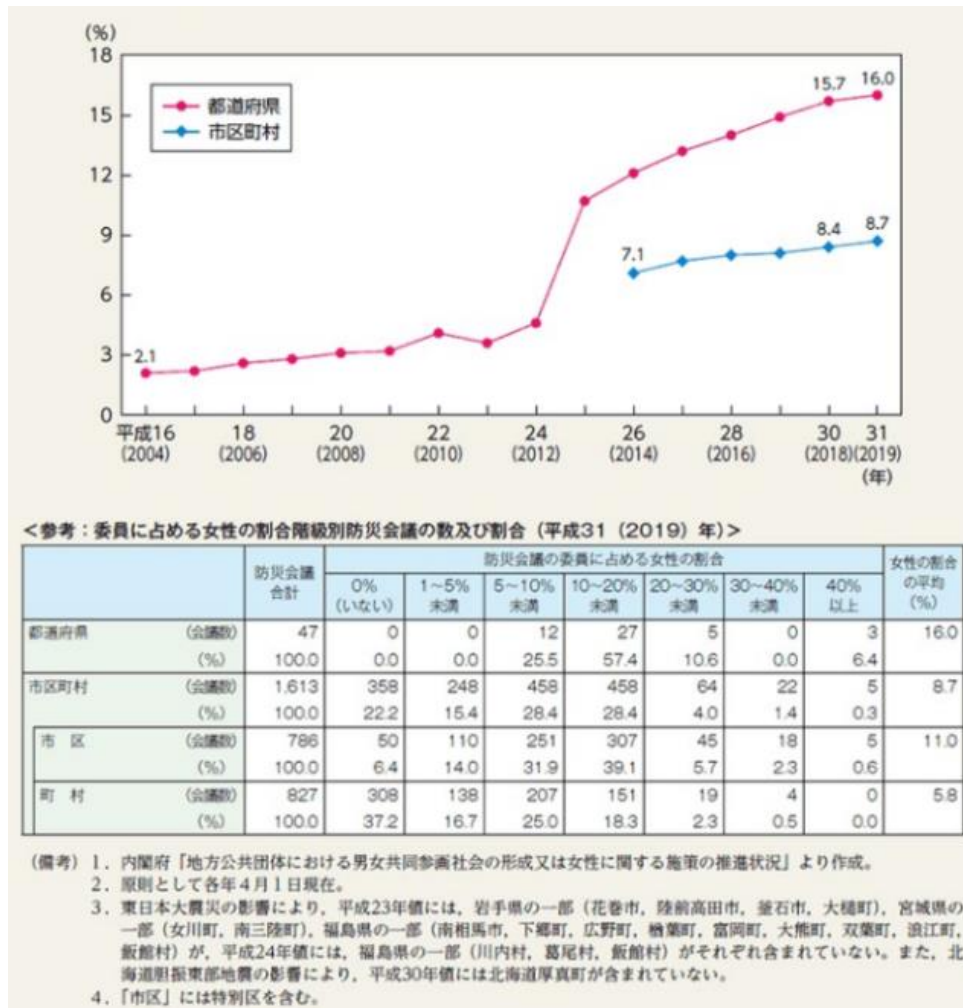
近年では災害対応などの非常時において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた対応が必要と考えられます。

本町では、避難所における女性への配慮として、授乳や着替え用テントなどを配備しています。

今後についても、こうした視点を取り入れながら取り組んでいきます。

具体的施策	内容
防災・災害復興への女性意見の反映	男女のニーズの違いを反映し、男女双方の観点に配慮した防災対策の取り組みを行います。
地域防災への女性の参画の促進	災害時の避難所の運営や対応など、地域の自主防災活動に携わる女性の参画を促進します。

地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



出典：内閣府「男女共同参画白書」

◆基本目標4 男女が共に働きやすい環境づくり【女性活躍推進計画】

男女共同参画社会の実現のために、就労は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。また、少子化により将来の労働力不足が懸念されており、特に女性の社会参画が求められております。

女性の社会進出推進に伴い、男女雇用機会均等法や労働基準法等の改正等により、法的な就労環境の整備は着実に進んできていますが、現実には、「女性だから、家庭にいるべき」「女性だから昇進しなくてもよい」など、雇用状況、昇給や昇格など様々な場面で、依然として男女格差があり、「ジェンダー（社会的性別）が平等である」とは言えない状況です。

様々な分野において、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、町（行政）が率先して、男性が育児をしたり、女性が育児している間に男性が家事を行ったりする等の環境づくりをしていくことが重要です。

また、女性は仕事と家庭生活との区別がつけにくく、長時間労働になりやすい現状から、就労条件を明確にし、女性の就労環境の改善を図ることが重要であることから、女性が性別により差別されることなく、なおかつ、安心して子育てをしながら充実した職業生活を送れるよう、関係機関と連携し、事業者に対する啓発を行います。

施策の方向



- ① 職場における男女平等の推進
- ② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり
- ③ 女性のチャレンジ支援
- ④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援

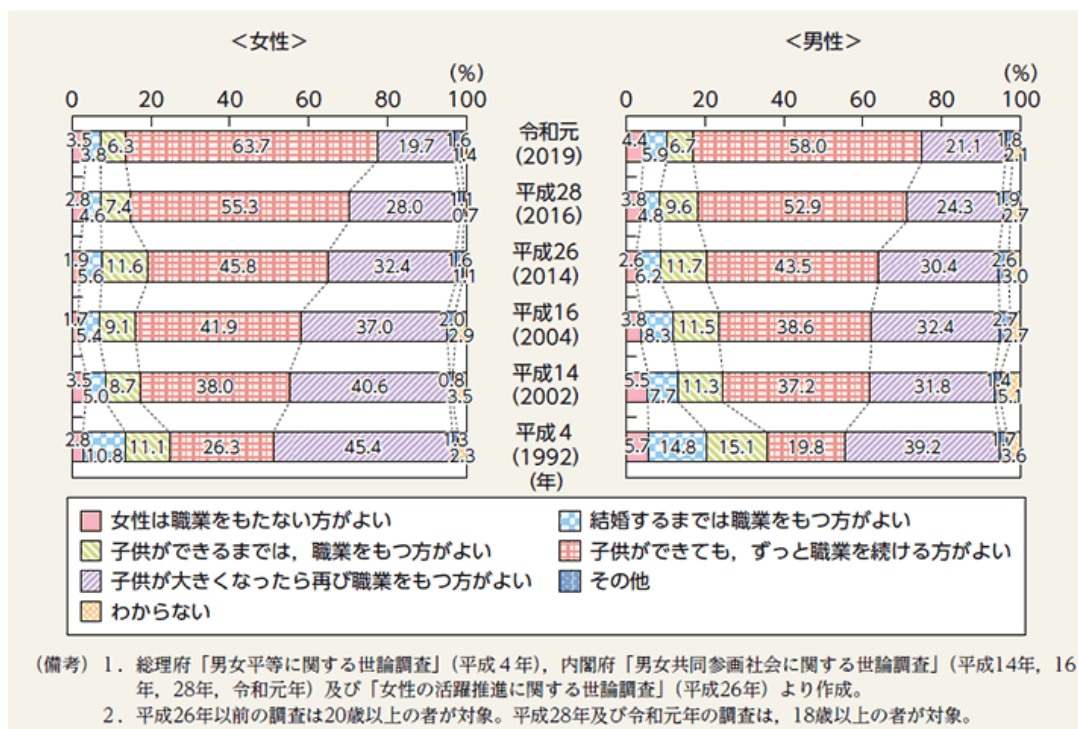
①職場における男女平等の推進

経済のグローバル化、産業構造の転換の進行とともに、従来の年功型賃金や終身雇用の見直しが進み、正社員雇用とは異なる就労形態で働く人が増加している中で、パート・アルバイト等の適正な待遇や、安定した就労への推進に取り組みます。

また、国や県、関係機関との連携を図り、事業者に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令や、就労希望者に対して各種相談窓口やセミナー等の周知に努め、労働条件の改善及び雇用と就労の場における男女平等が実現されるよう啓発を行います。

具体的施策	内容
事業者に対する法制度に関する周知	国や県、関係機関との連携により、事業者に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知活動や情報提供を行います。
安定した就労の支援	就労を希望する人に対し、各種相談窓口やセミナーなどの紹介を行います。
働く男女への情報提供	労働に関する法令の普及・啓発や労働条件に関する情報提供を行います。
適正な待遇の促進	育児・介護休業法などの相談窓口やセミナーなどの紹介を行います。

女性が職業を持つことに対する意識の変化



出典：内閣府「男女共同参画白書」

②多様な働き方を可能にする労働環境づくり

ライフスタイルや価値観が多様化してきており、仕事や家庭生活、地域生活等の調和を図りたいと望む人も少なくありません。そのため、性別に関わらず多様な働き方や生き方を選択し、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会となることにより、企業にとっては生産性が向上します。今後は競争力が強化される社会を目指して、働き方の見直しを進めていく必要があります。

また、近年の新型コロナウイルス感染症が流行するような非常時には、テレワークや時差出勤のような多様で柔軟な働き方も注目されました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、誰もが働きやすい労働環境の整備の促進を図ります。

具 体 的 施 策	内 容
ワーク・ライフ・バランスの啓発	長時間労働を前提とした働き方を見直し、自らが希望するバランスで、仕事と家庭、地域、趣味等の活動が行えるよう、充実した生活を送ることのできる社会の実現に向けた啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランスの推進	事業者に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを支援します。
労働時間の短縮や育児・介護休業制度の促進	多様で柔軟な働き方や、仕事と子育て・介護等、生活との両立の必要性の周知と取り組みを促進します。
福祉サービスの情報提供	仕事と生活の調和の普及を図るため、子育て支援・介護などの福祉サービスの情報提供を行います。
男性にとっての男女共同参画の促進	固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の家事・子育て・介護や地域への参画を促進します。
パート・派遣労働に係る法制度の周知	パート・派遣労働等の労働関連法令や、就労に関する税制度についての情報提供を行います。

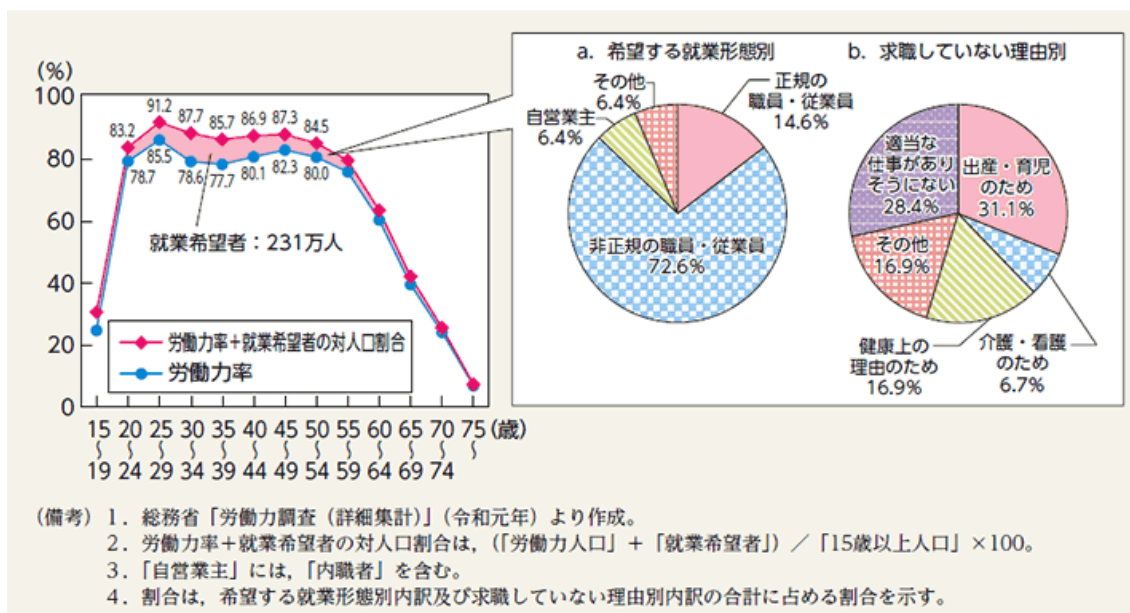
③女性のチャレンジ支援

就業分野では、これまで男性が多数を占めていた職種に、女性の姿が見受けられるようになってきました。

女性はその能力を十分に発揮するための意識啓発や情報提供等の働きかけを関係機関と連携して行います。

具体的施策	内容
女性のスキルアップのための各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行うスキル向上を図る研修等の情報提供を行います。
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。
女性の再就職の支援や就労環境の整備促進	結婚や出産、介護等で退職した女性を再雇用する制度について、事業者への情報提供を行います。また、育児休業や介護休業などの制度を利用しやすい環境づくりを促進します。
女性の就業支援	就業を希望する女性に対し、専門機関への紹介など女性の就業支援を行います。
キャリアアップを目指す女性への支援	就労を継続し、管理職等を目指す女性を支援する講座等の情報提供を行います。

女性の就業希望者数の内訳



出典：内閣府「男女共同参画白書」

④仕事と家庭・地域活動との両立への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児と仕事や地域活動を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

ひとり親家庭に対しては、自立して地域で幸せに生活することができるような子育て支援策の充実を図ります。

さらに、介護については、事業者に対して介護休業制度の周知啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう、介護サービスの充実を図ります。

具体的施策	内容
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の自立に向け、児童扶養手当をはじめ、関係機関と連携した支援策の充実を図ります。
保育サービスの充実	働く保護者を支援するため、町立保育園及び私立保育園で0歳児から5歳児までの保育を行い、待機児童の解消にも努めます。
延長保育の充実	働く保護者のライフスタイルに対応した延長保育の充実を図ります。
一時預かりの充実	保護者の疾病やリフレッシュ、勤務形態により一時的に保育が必要な子どもを子育て支援センター等で預かる事業の充実を図ります。
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や、子育てサークルの育成・支援等の充実を図ります。
放課後児童健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後などの安全な居場所の確保を図ります。
男性の育児休業取得促進の働きかけ	男性の育児参加や育児休業取得など、男女がともに仕事と育児の両立ができる環境づくりを促進します。
育児・介護休業制度の促進	育児・介護休業制度の啓発を図り、利用促進のための情報提供を行います。
介護サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を充実させます。



◆基本目標5 暴力のない社会づくり【DV 被害者支援基本計画】

配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を無視した重大な人権侵害であり、生命に危険が及ぶような犯罪行為ともなり、決して許されることではありません。一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重される男女共同参画社会を実現する上で、早急に対応しなければならない重要な課題です。

配偶者等からの暴力の特性として、家庭内で行われるために外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者の罪の意識が薄いという傾向があることから、暴力が激化し被害が深刻化しやすいことが挙げられます。また、配偶者等からの暴力は、被害者やその子どもの心身に深い傷を残すだけでなく、子どもに暴力を目撃させることは児童虐待にあたり、社会全体に深刻な悪影響を与えます。

本町では、暴力を防止するため、関係機関等と連携しながら、配偶者等からの暴力防止にかかる啓発活動や、相談窓口の設置、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組んでいきます。

施 策 の 方 向



- ① 未然防止のための教育・啓発
- ② 被害者が安心して相談できる体制の充実
- ③ 被害者の安全確保のための体制の整備
- ④ 被害者の支援に向けた関係機関等との連携強化

※ 本計画における「配偶者等からの暴力」の「配偶者等」には、配偶者（事実婚を含む）に加え、元配偶者（事実上離婚したと同様の事情にあることを含む）及び、交際相手など親密な関係にある（またはあった）者を含むものとしています。

① 未然防止のための教育・啓発

配偶者等からの暴力は、人権の侵害であり、絶対に許されない行為であることを町民一人ひとりが深く認識する必要があります。さまざまな機会を通じて、「暴力は許さない」という意識を醸成させ、あらゆる暴力を予防・防止するため、若年層から高齢者層まで幅広い世代を対象に研修等の教育や啓発に取り組みます。

具体的施策	内容
あらゆる暴力防止に向けた教育・啓発の実施	家庭・学校・職場・地域のあらゆる場所と機会において、あらゆる暴力について正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を実施し、暴力の防止に向けた意識の高揚を図ります。
DV等に関する広報・啓発活動の推進	DV等に関する町民の認識を高め、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。同時に、暴力の根絶を目指し、DV等防止の啓発活動を推進します。
交際相手からの暴力の予防	若年層にみられる交際相手からの暴力（デートDV）への意識啓発を行います。子どもの頃からの発達段階に応じた取り組みが不可欠であるため、学校の教育活動全体を通して、人権尊重・男女平等の意識を高める教育・啓発を行います。

●コラム DV（ドメスティック・バイオレンス）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者等の親密な関係にある者が、パートナーに対して暴力をふるう事を言います。交際中の恋人間で起こるDVを「デートDV」といいます。

また、DVの種類は「殴る」「蹴る」等の身体的暴力だけではなく、様々な種類があります。

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、タバコの火を押し付ける など
精神的暴力	暴言を吐く、脅かす、無視する、浮気・不貞を疑う など
経済的暴力	生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など
社会的暴力	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など
その他	「暴力を振るわれる方が悪い」と責任転嫁する、男性であれば「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

② 被害者が安心して相談できる体制の充実

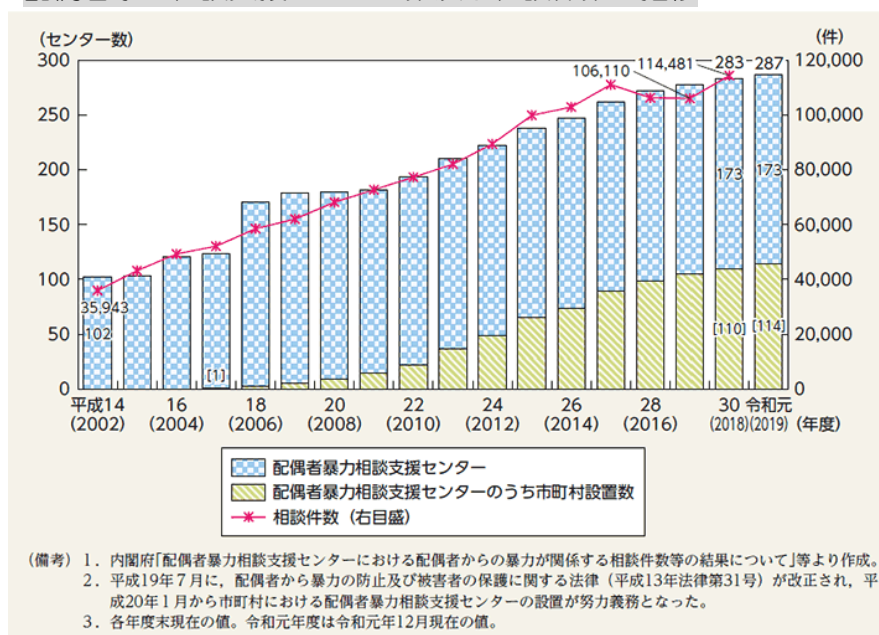
配偶者等からの暴力は、家庭内など閉鎖された空間で行われるため、潜在化しやすく、外部からの発見は困難です。人知れず被害が深刻化するおそれがあることから、一刻も早く被害状況を把握する必要があります。そのため、相談窓口の存在と、安心して相談できる機関であることを広く周知を図ります。

また、相談内容も複雑化・多様化していることから、研修等により関係職員の育成と資質向上を図るとともに、庁内関係部署や県との連携を強化し、被害者の精神的な負担を軽減するワンストップサービスに努めるなど、相談体制の充実を図ります。

なお、被害者となり得るのは女性だけではなく、男性も被害者となる可能性があり、相談先として「男性のためのDV相談」などを周知することもあります。

具体的施策	内容
相談窓口の周知	相談カードを作成し、町内の公共施設のトイレに貼付・配架することにより、相談窓口の周知を図ります。
相談体制の充実	被害者に対する支援が複数部署に関わるものについては、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、ワンストップサービスに努めるとともに、継続した支援を提供します。
関係職員の育成と資質向上	二次被害を防止し、また、被害者に対して適切な情報提供や的確な助言を行えるように、研修・講座等により関係職員の資質向上を図ります。

配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



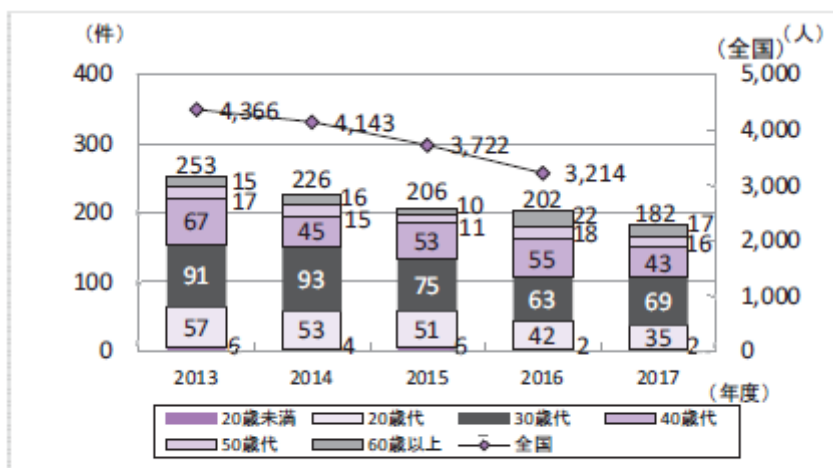
出典：内閣府「男女共同参画白書」

③ 被害者の安全確保のための体制の整備

配偶者等からの暴力は、被害者の生命に危険が及び場合や、子どもに著しい心理的外傷を与える場合もあることから、関係機関との情報共有や連携を強化し、緊急時の一時保護等、被害者の安全確保のための体制を整備します。また、被害者等に関する情報管理の徹底を図ります。

具体的施策	内容
緊急時における被害者等の安全確保	警察や保健福祉事務所などの関係機関等と連携し、被害者を迅速かつ確実に避難させ、安全な場所で保護するとともに、適切な支援を行います。身近な行政主体としての対応が求められるため、関係機関等との連携を図り、安全確保のための体制の充実に努めます。
被害者等に係る情報管理の徹底	町の各課で保有する被害者情報に関しては、個人情報保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わることがないように、被害者情報の適切な取り扱いに努めます。
支援措置についての情報提供	生命または身体に危害を受ける恐れのある被害者に対して、住民票の閲覧制限等の支援措置について情報提供を行うとともに、被害者の申出によりその支援を行います。

一時保護内訳（年齢別、神奈川・全国）



※全国数値の直近値は2016年度数値
(2018年9月28日付内閣府調べ)

出典：神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン」

④ 被害者の支援に向けた関係機関等との連携強化

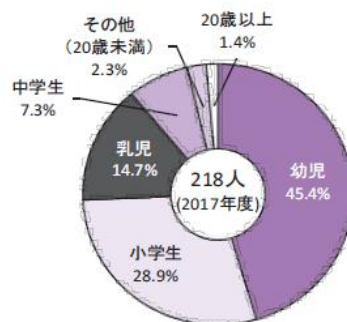
配偶者等からの暴力の相談件数は年々増加し、相談内容も複雑化・多様化しているため、関係機関等と被害者の状況に応じて、適切な役割分担のもとで共通認識を持ち、連携して自立等に向けた切れ目のない支援に取り組めます。

被害者の自立支援に向けて、状況に応じた適切な情報提供に努めるとともに、必要に応じて、生活保護制度などの経済的自立に向けた支援や母子生活支援施設の活用などの住宅の確保に向けた支援を行います。

また、子どもを同伴する場合は、保育や就学等に関することや、子どもの心のケアなど精神面において必要な支援を行うなど、関係機関等との連携を強化し、施策や各種制度を広範囲にわたって活用しながら、被害者の立場に立ったきめ細かで継続的な支援を行います。

具体的施策	内容
各種制度に関する情報提供	被害者の状況に応じて、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の福祉制度や、国民健康保険や国民年金制度等の手続きについて、情報提供を行います。
住宅確保に関する情報提供	被害者の状況に応じて、母子生活支援施設などの情報提供を行います。
関係機関と連携した経済的自立に向けた支援	経済的不安からの解消のため、関係機関等と連携し、生活保護など各種制度を利用しながら、被害者の自立に向けたきめ細かな支援を継続して行います。
関係機関や民間支援団体等との連携・協働	関係機関等と連携し、被害者が安心して生活できるよう、切れ目のない支援を行います。他県、他市町村との広域的な連携が必要となる場合も考えられることから、関係機関相互の連携を強めるとともに、機能を充実させ、相談、安全確保から自立まで、切れ目のない支援を総合的に行います。

一時保護における同伴児童・同伴者の状況（神奈川）



出典：神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン」

◆基本目標6 プランの推進

男女共同参画社会の実現を目指し、その理念の浸透を図るために、町（行政）だけでなく、幅広い町民や事業者の協力を得ながら、連携して着実にプランの推進に取り組めます。

施策の方向

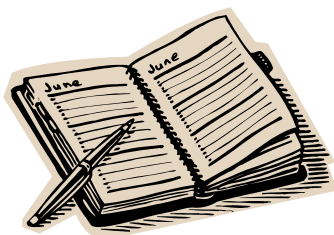


- ① プランの進行管理・見直し
- ② 町（行政）・町民・事業者の連携

①プランの進行管理・見直し

このプランを積極的に推進していくため、社会情勢を鑑みながら実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

具体的施策	内容
プランの推進管理	町各関係機関と連携し、プランの進捗管理・推進を図ります。
プランの見直し・改訂	プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い必要に応じて見直し、改訂を図ります。
プランの進行管理	町の男女共同参画の現状や課題について把握し、施策への反映を図ります。



②町（行政）・町民・事業者の連携


町（行政）、町民、事業者の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や町全体において様々な分野で活発な活動を行えるように、団体やグループと情報収集・交換などを図り、男女共同参画意識の高揚に努めます。

具 体 的 施 策	内 容
情報の収集・発信の充実	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を町民に情報提供していきます。
町内会等やNPO団体等と連携した事業の実施	町民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。
町の男女共同参画施策への提案等	町の男女共同参画施策について、提案や要望等を「町への提案」制度から受け付けます。



男女共同参画



シンボルマークについて

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを一般公募し、決定しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

(作：東京都・由佳里さん)

